

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 (第4回) 議事要旨

日時：令和3年5月24日（月曜日）9時00分～10時45分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、別所様、神谷様、清水様、石井様

議題

1. 標準必須特許のライセンス交渉過程について
2. 標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について

議事概要

<座長より開会の挨拶>

<事務局より資料の説明>

<討議（主なご意見）>

○ 標準必須特許のライセンス交渉過程について

<総論>

- ライセンス交渉について、様々な立場・意見がある中、本研究会でそれらを言語化して示したことは大きな成果。意見は様々でルールの設定は困難だと思うが、議論を続けることは有益。本研究会の成果により検討の土台が出来たと思う。

<ルール設定の手段>

- 目的は企業の対応力の向上をサポートすること、手段は特許庁のライセンス交渉手引きの更新で対応することが重要。

<個別の論点>

- CJEU判決の枠組みは、交渉プロセスを監視するものであり、絶対的な基準がある訳ではないため、権利者の義務を上げると、それに連動して実施者の義務も上がっていくという点に留意が必要。当事者双方に関する検討が必要。

<総論>

- 交渉過程ルール検討に際して、公正性や透明性が確保されたものとなることが重要。

<ルール設定の手段>

- 特許庁のライセンス交渉手引きの更新に賛成だが、現時点では両論併記の内容に留まっているため、どのような行為が誠実となるのかという点を中心に、政府としてより踏み込んだ指針を発信すべきではないか。

<個別の論点>

- 欧州委員会専門家グループ報告書・提案5 1に賛成。他社との個別契約条件や交渉の中で出る Non-SEP の話は NDA の対象が良いが、クレームと仕様書との対比は NDA に入れるべきではない。パテントプールのライセンス条件は公開すべき。
- Non-SEP のライセンスは、実施者が望む場合と望まない場合の区別が必要。

<個別の論点>

- 対象特許の明示、クレームチャート提供は必須とすべき。NDA 締結をクレームチャート提示の条件とすべきではない。第三者の検証可能性を確保すべき。サプライチェーン内でのライセンス取得の意思表示を、契約締結の意思表示とすべき。

<ルール設定の手段>

- デジタルプラットフォーム取引透明化法と類似のアプローチが望ましい。特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容であり、IoT 等に取り組むベンチャー・中小企業の増加を踏まえると十分ではなく、踏み込んだルールが必要。

<個別の論点>

- SEP の権利者が、クレームチャートの提供に当たって何故 NDA を強いようとするのか、その立場のご経験のある委員らにご意見を伺いたい。

<総論>

- FRAND 宣言がなされた SEP の紛争は差止めの制限を検討しても良いくらいの問題であるため、情報提供のルール化は自然な流れ。海外主導でルールメイキングが進む中、日本が交渉の透明性を高めるルールを発信することには意義がある。

<個別の論点>

- 権利者が NDA 締結をクレームチャート提示の条件とする理由としては、交渉と裁判で異なる主張を行うためや、実施者によって異なる主張を行うため、あるいは訴訟を起こすまでの時間稼ぎのためといった理由が考えられる。

- 少なくともクレームチャート等の情報提供を求めるルール整備は必要。一方で、対象特許が多数ある場合に、全 SEP の全クレームチャートの提供を求めることは実務上は現実的ではなく、実施者の遅延戦術にも留意する必要がある。

<ルール設定の手段>

- 私的自治が機能しない場合、行政の介入は正当化。デジタルプラットフォーム取引でも SEP 交渉でも当事者間には格差が存在。この格差是正のために行政の事前介入がどの程度必要かを要検討。特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記であり裁判での活用が難しいため、一定の方向性を示すルールの策定が望ましい。

<総論>

- FRAND 宣言がなされた SEP に基づく差止請求権の行使の可否は、権利者・実施者双方による誠実交渉義務の履行状況に依る。交渉過程のルールを策定することで、誠実交渉義務に関するセーフハーバーを提供できるのではないか。

<ルール設定の手段>

- 法制化と指針策定ともに検討すべきであるが、法的な事前規制については、事業者を委縮させるほど広範な事前規制を定めてしまうと、私的自治の原則に反する可能性があるため、実効性確保のために行う処分等の内容については要検討。

<ルール設定の手段>

- デジタルプラットフォーム取引と SEP ライセンス交渉では、当事者と対象物が異なっており、後者は私的自治に委ねる方が適しているのではないか。特許庁のライセンス交渉手引きを更新する際には権利者・実施者のバランスを考慮すべき。

<個別の論点>

- 特許クレームも規格書も公知であるため、element by element のクレームチャート提供であれば、実務にそれほど影響はないのではないか。
- 機密事項が含まれていない場合でも権利者が NDA を求める背景としては、交渉と裁判で異なる主張をするためとの理由が考えられるが、交渉対象の特許数と訴訟対象の特許数は大きく異なり、前者全てが訴訟の対象になることはまずない。

○ 標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーンは非常に複雑。ガイドライン策定などのゴールを決めるのではなく、検討の前提となる契約・商流等の事実関係を押さえることが重要。その際、サプライチェーン内の各企業が所属する業界団体からの情報提供も有益。

<パテントプール>

- 競争促進的なパテントプールであるためには、透明性の確保、権利者・実施者双方にとって合理的な料率、サプライチェーンの中でのライセンスを認めるということが必要。

<共同交渉>

- 実施者による垂直的な共同交渉を権利者が拒絶することは、不誠実と評価されるのではないかと。現時点で、水平的な共同交渉のニーズは存在しない。

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーン内に権利者が含まれることも想定され、サプライチェーン毎に事情が全く異なる中、一律に負担の在り方を決めることは難しい。ハードウェアのみならず通信事業者のようなサービス事業者も含めた負担配分の検討は良い。

<パテントプール>

- パテントプールは万能ではなく、高額化を回避できないプールもある。例えば、大手のSEP保有者が負担を回避しながらロイヤリティを一方的にとるという構図の場合には、市場原理が働かずに料率が高止まりする可能性もある。

<サプライチェーン内の負担>

- 半導体企業など本来責任を負うべき企業が負担することが重要。1つの方法として、特許庁の判定制度の中で、特許の必須性の判定に加えて、特許の特徴の特定も行うという方法があるのではないかと。

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーンは非常に複雑。検討の前提として、契約・商流等の事実関係を押さえることが重要。特許の実施により得られる利益に応じて負担配分を行うことが望ましく、サービス事業者等を含む負担配分を議論するのが一つの方向性。

<パテントプール>

- 権利者・実施者双方が集まるプールには一定の合理性がある。契約内容が公開されているプールは歓迎。ライセンス条件を公開せず差別的な扱いや制限を付けるプールは適切ではないが、そうした点に留意すれば、プールの活用は有意義。

<共同交渉>

- 垂直的な共同交渉は、実務では既に行われており、世界的にも当然必要なものと見なされている。水平的な共同交渉は、参加企業の合計市場シェアが高くなると競争法上の問題が生じ得るため、企業としては慎重な対応が必要。

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーン内の弱者をサポートするような意見はあっても良いが、単一のルールを決めることは難しい。

<共同交渉>

- 表面的にはカルテルのようにも見えるが、競争法上の問題が起きないように仕組みを工夫している取組は存在する。そうした仕組みが成立し得るかかどうかという検討自体は、行っても良いのではないか。

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーン内の負担に関する交渉の手引きを検討することは、あり得るのではないか。

<サプライチェーン内の負担>

- 将来的には既存の取引ガイドラインの改訂を検討しても良いと考えるが、産業の発展という大所高所から考えると、そのタイミングは今ではなく、日本の産業が力を回復させた後ではないか。

<座長より次回以降の見通しの説明>

- 本日追加で頂戴した意見を踏まえつつ、事務局で中間整理案を作成し、次回会合で示す。

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室

電話：03-3501-1511